

個人が申請するもの

休業により家計維持できない

失業により家計維持できない

離職により家賃を払えない

貸付

緊急小口資金（特例）

貸付上限 10万円（特別な場合は 20万円）
措置期間：1年以内、償還期間：2年以内社会福祉法人 津山市社会福祉協議会
☎0868-23-5130

貸付

総合支援資金（特例）

貸付上限 単身 15万円 複数 ～20万円
措置期間：1年以内、償還期間：10年以内津山市自立相談支援センター
津山市社会福祉事務所 生活福祉課内
☎0868-32-2133

給付

住居確保給付金（特例）

家賃実費支給 ～3万7千円（2人世帯）を給付
支給期間：原則、3か月

事業主が申請するもの

従業員に休業してもらうなら

子供がいる従業員のために

子供がいるフリーランスのために

助成

雇用調整助成金（コロナ特例）

休業等助成1人 1日 8,330円まで
助成率は、企業規模・雇用状況で変動ハローワーク津山
☎0868-22-8341

助成

小学校休業等対応助成金
（労働者雇用向け）小学校等^(※1)・休校で労働者が有給休暇取得の場合
8,330円を上限に、賃金相当額を助成学校等休業助成金 支援金等
相談コールセンター
☎0120-60-3999

助成

小学校休業等対応助成金
（フリーランス向け）小学校等^(※1)・休校で休業したフリーランス
1日あたり 4,100円（定額）を助成

（※1）小学校等とは

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校
（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）

・特別支援学校（全ての部）★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

「雇用調整助成金」については津山商工会議所でも相談窓口が設置されています。
※毎週木曜日のみ。事前予約が必要となります。津山商工会議所 経営支援課
☎0868-22-3141

事業主が申請するもの

資金繰りのため、融資を受けたい

コロナで売上が半減した

融資

セーフティーネット保証
4号（突発災害）5号（業況悪化）【4号】 100%保証（前年比20%～売上減）
【5号】 80%保証（前年比 5%～売上減）
※実質、無利子・無担保 融資あり融資を受けたい民間金融機関
または
津山市 商業・交通政策課
☎0868-32-2081

融資

無利子・無担保融資
（新型コロナウイルス感染症特別貸付）コロナの影響で前年比5%以上の売上減少
融資限度額：600万円（別枠）
当初3年間、金利を0.9%引下げ日本政策金融公庫 津山支店
☎0868-22-6135

融資

マル経融資の金利引下げ

コロナの影響で前年比5%以上の売上減少
融資限度額：1000万円（別枠）
当初3年間、金利を0.9%引下げ

給付

持続化給付金

給付上限： 中小企業 200万円 個人事業主 100万円
算出方法：2019年総売上額－（対象月^(※2)売上額×12ヶ月）WEB上での電子申請
申請先 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

（※2）対象月とは

・2020年1月～2020年12月の間で、事業収入が前年同月比の50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選んで対象月として申請します。（申請する月は、対象月にすることができません）

■市税・公共料金の支払いの猶予については 津山市債権管理室 ☎0868-32-2060 までお問合せください。

■国保・国民年金・固定資産税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免につきましては各担当課までお問合せください。

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口 ☎0868-32-2062
9:00～17:00（土日・祝日も開設）津山市新型コロナウイルス感染による経営相談窓口 ☎0868-24-0740
みらい産業課内 つやま産業支援センター 8:30～17:15（土日・祝日除）